



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル6. ひとり親家庭等の自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進
	政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：164件（令和4年度） ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：202件（令和3年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 （児童虐待防止対策等総合支援事業（208億円）の内数） ※上記予算額はいずれも令和6年度概算要求のもの
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度（予算措置）を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。 施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度（予算措置）を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和4年度、令和5年度税制改正要望で、令和5年度予算に係る分までについて認められた。  (児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金) 平成31年度税制改正、令和5年度税制改正要望で、令和4年度第二次補正予算に係る分までについて認められた。</p>	